

未登記物件納税義務者変更届

年月日

富田林市長様

下記の物件について、固定資産税・都市計画税の納税義務者の変更を届け出ます。

なお、当該物件の正規の所有権手続は、近日中に行いますが、納税義務者の変更によって所有権についての争いが生じた場合には、市に迷惑をかけず、当方間で責任をもって処理いたします。

受付印

新納税義務者名	フリカナ				
	名前				
	住所	〒	-		
	電話番号	() -	通知書番号		
旧納税義務者名	フリカナ				
	名前				実印
	住所	〒	-		
	電話番号	() -	通知書番号		
納税義務者の変更理由	売買 相続 贈与 その他 ()				
【備考】					

物 件 の 表 示	所在地	種類	構造	床面積(m ²)	検票番号
	富田林市				

(裏に続く)

☆ 記載上の注意及び添付書類 ☆

- 1 この届出書は、表示登記がなされていない物件のための納税義務者変更届です。
登記された（表示登記のみの場合を含む。）物件の所有者の変更は、法務局へ申請してください。
 - 2 新納税義務者の氏名、住所等を記載してください。
 - 3 旧納税義務者の氏名、住所等を記載し、印鑑登録印（実印）を捺印してください。
※相続の場合、故人には有効な実印がありませんので、氏名、住所等の記載のみで結構です。
※共有名義の場合、全共有者の印鑑証明書が必要です。
 - 4 納税義務者の変更理由欄の該当するものに○印を付け、以下の書類を添付してください。
※添付いただく書類は、コピーしたものでも構いません。
 - ア) 売買の場合
 - ・新納税義務者の住民票の写し。法人の場合は、代表者事項証明書又は登記事項証明書
 - ・旧納税義務者の印鑑証明書
 - ・売買契約書
 - イ) 相続の場合
 - ・新納税義務者の住民票の写し
 - ・旧納税義務者と相続人全員の相続関係を証明するための戸籍謄本
(旧納税義務者の出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本が必要です。)
又は法務局が発行する法定相続情報証明
 - 法定相続分と異なる持分で相続する場合は、
 - ・遺産分割協議書
(全相続人の実印が押印されているもので、印鑑証明書が添付されているもの)
 - ウ) 贈与の場合
 - ・新納税義務者の住民票の写し。法人の場合は、代表者事項証明書又は登記事項証明書
 - ・旧納税義務者の印鑑証明書
 - エ) その他の場合
 - ・新納税義務者の住民票の写し。法人の場合は、代表者事項証明書又は登記事項証明書
 - ・旧納税義務者の印鑑証明書
 - ・理由に応じて所有権移転を証明する書類
- 5 物件の表示欄は、納税義務者を変更する物件のみを記載してください。
 - 6 紳税義務者の変更については、賦課期日（1月1日）後にこの届出書を提出された場合は、受付した年の翌年度から変更となりますので、ご了承ください。

〈提出先・問い合わせ先〉
〒584-8511
大阪府富田林市常盤町1番1号
富田林市 総務部 課税課 資産税係
TEL 0721-25-1000【内線113~116】